

昔の柔術でも力は必要であったといえる。しかし、技が未熟のうちに力ばかり用いると力りきみとなり、進歩しなかったようである。今日の柔道でも、力は必要とされるが、力みのない変幻自在な技が求められるゆえんであろう。ただし、天神真楊流の乱捕技には絞技と関節技はみられたが、抑込技の記載はなく、当時はまだ横四方固や袈裟固などの抑込技は存在しなかったのである。

#### 嘉納の乱取開発

嘉納は天神真楊流と起倒流柔術などを学び、明治十五年に講道館柔道を創始した。当初から、嘉納は「形」と乱取の二つの稽古法を採用する。両流派柔術とも比較的乱捕は行われていたが、明治に入り近代化が叫ばれる中、これまでの柔術の乱捕のままでは普及がおぼつかなくなる。

そこで嘉納は、柔道の乱取では相手を「仰向けに倒す」、しかも「ハズミ」をもつて倒すことに重きを置くことにした。そして明治三十三年制定の「講道館柔道乱捕試合審判規程」に、「仰向けあおむけ」に「相当の『ハズミ』または勢いきまを以てもつ」倒すことが「一本」の条件として明記される。このことは、背負投の発展過程から読み取れる。柔術では、背負って投げ際には腕をつ



資料 3-7 掌を下にした「背負投」(『柔術生理書』)



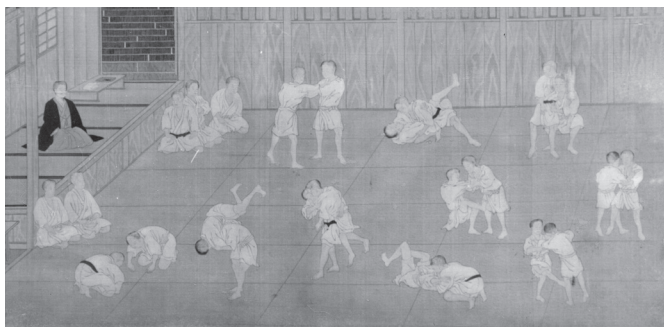
背逐投之圖

資料 3-6 天神真楊流柔術の「背逐投」(『天神真楊流極意教授図解』)

かみ、<sup>てのひら</sup>掌を上にして背負い肘関節にダメージを与え、投げた後で留めを刺すという捕縛の意味が強かった(資料 3-6、7)。しかし、柔道では掌を下にして背負い、相手を仰向けに投げたことを「一本」としたのである。こうした変化は、明治二十年代から三十年代にかけてのことである。

固技においても、柔術乱捕では絞技と関節技はあったが抑込技はなかった。柔術は捕縛技として瞬時に絞め落し、関節を挫くことが優先されたものといえる。これに対し、嘉納は抑込技を新たにこしらえて、お互いが向かい合って攻防が出来るように工夫したのである。

また安全面においても、嘉納は稽古衣に改良を加える。柔術乱捕においては、短袖短袴を着



資料 3-8 富士見町時代の稽古（講道館蔵）

用したために肘や膝の怪我が絶えなかった。これに対し、嘉納は安全性を考慮して、上二番町初期の頃は短い稽古着であったが、明治十九年からの富士見町道場での稽古では、下穿は短いが上着は肘が隠れるほどの長さにした。そして、下富坂道場二百七畳での稽古では下穿も膝が隠れるようになり、明治四十一年には、袖は一握り出来るくらいにし、下穿も膝下三寸と規定され、怪我也減り、背負投や体落などの手技が思う存分發揮できるようになったのである。

乱取を行う際の留意点として嘉納は、基本姿勢は自然体の姿勢で行い、この姿勢は変化もしやすくまた疲れない姿勢であるとした。同時に「作り及び掛け」が必要であり、「技の掛り易いように相手の身体を崩し、自分の身体を構えることを作りといい、又作られた姿勢に対し、技を施すことを掛けという。乱取を修行する際、殊ことに投技に於ては、初めには作りの練習に重きを置き、後には掛けの練習に力

を注ぐことを得策とする」<sup>13</sup>と述べている。

乱取では「作りと掛け」が必要であり、相手を押し下り引いたり、種々の手段を尽くして、崩してから掛けることが必要とされたのである。それゆえ、現代の柔道においても、基本動作として体さばきや崩しが位置づけられているのである。

### 3 講道館柔道の行事と整備

#### 五箇条の誓文の内容

嘉納は講道館を創設すると、講道館における諸行事を次々と整備していく。例えば、五箇条の誓文が作られて入門帳には署名と血判をするようになる。また、鏡開式や月次試合、寒稽古などが行われ始めたのは明治十七年（一八八四）頃である。五箇条の誓文（次頁資料3―9）は、講道館に入門して柔道修行を始めようとする者が必ず誓約しなければならぬ誓文であり、明治十七年に作成された入門帳の巻頭に掲げられたものである。

明治十七年の署名時には、講道館では二十名前後の修行者がいたようであるが、途中稽古を止めた者は省かれ、明治十五年にさかのぼって署名された者は、富田常次郎、樋口誠康、有馬